

総務政策委員会記録	
開会年月日	令和6年10月3日
開会時刻	午前9時58分
閉会時刻	午前10時21分
出席委員名	◎辻 孝記 ○川口 浩 久保 真 鈴木豊司
	岡田善行 西山則夫 浜口和久
	藤原清史 議長
欠席委員名	なし
署名者	久保 真 鈴木豊司
担当書記	中谷圭佑
審査案件	議案第91号 令和6年度伊勢市一般会計補正予算（第4号） （総務政策委員会関係分）
	議案第96号 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例及び伊勢市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
	議案第97号 伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正について
	議案第100号 伊勢市地区集会所条例の一部改正について
	令和6年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について
説明員	総務部長、総務部参事
	環境生活部長、環境生活部参事、戸籍住民課長、人権政策課長
	その他関係参与

審査経過

辻委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に久保委員、鈴木委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、9月17日の本会議において審査付託を受けた「議案第91号 令和6年度伊勢市一般会計補正予算（第4号）中、総務政策委員会関係分」外3件を審査し、いずれも全会一致で原案どおり可決すべしと決定し、委員長報告文の作成については正副委員長に一任することで決定した。

次に、「令和6年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について」を議題とし、今年度に報告を求める5事業を決定し、閉会中の継続調査事項として申し出ることを決定し、委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前9時58分

◎辻孝記委員長

ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名は委員長において、久保委員、鈴木委員の御両名を指名いたします。

本日御審査いただきます案件は、去る9月17日の本会議におきまして総務政策委員会に審査付託を受けました4件及び「令和6年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について」の合わせて5件であります。

案件名については審査案件一覧のとおりであります。

お諮りいたします。

審査の方法については委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議につきましては、申出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

【議案第91号 令和6年度伊勢市一般会計補正予算（第4号）（総務政策委員会関係分）】

◎辻孝記委員長

それでは、「議案第91号 令和6年度伊勢市一般会計補正予算（第4号）中、総務政策委員会関係分」を御審査願います。

審査の便宜上、歳出から審査に入ります。

補正予算書の10ページをお開きください。款2 総務費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

副委員長。

○川口浩副委員長

款 2 総務費、項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費についてお伺いします。これは戸籍法などの改正により、令和 7 年 5 月 26 日施行ということですがけれども、戸籍に氏名の振り仮名をつけるためのシステム改修と聞いてます。施行日から 1 年以内に限って、振り仮名を市区町村に書面あるいはマイナポータルで届け出る。それ以降は市区町村長が職権で記載すると聞いております。伊勢市として、本籍地の市として通知を郵送する世帯数であるとか人数というのはどのように想定されてますでしょうか。

◎辻孝記委員長

戸籍住民課長。

●丸山戸籍住民課長

戸籍の氏名の振り仮名の本籍人に確認するための通知書ですがけれども、まず、伊勢市の本籍人口が約 14 万人でございます。本籍数は約 6 万人となっております。国から示されている通知書の仕様によりますと、本籍地が作成、発送する通知は圧着はがきで 1 通に 4 名までの記載となっております。同一戸籍同一住所の方に送るというふうな想定になっております。例えば、1 戸籍につき 5 名在籍されていまして、同一住所であれば 2 通にわたるというふうなことになりますし、1 戸籍に 3 名在籍であっても、3 名とも住所が別ということになりますと、3 通送るという想定になります。この条件を踏まえまして、今のところ、通知は約 8 万通ということで想定いたしております。以上でございます。

◎辻孝記委員長

副委員長。

○川口浩副委員長

本籍地が伊勢市外で、今現在、伊勢市に住民票がある方の場合だと、返送、届出というのは伊勢市でできるんですか。あるいは本籍地に返す形になるんでしょうか。

◎辻孝記委員長

戸籍住民課長。

●丸山戸籍住民課長

振り仮名の届出につきましては、本籍地または所在地へ届出ができることとなっております。また、先に御案内いただきましたように、マイナポータルでの届出もできるということで想定されております。以上でございます。

◎辻孝記委員長

副委員長。

○川口浩副委員長

1年以内にですね、届出がない場合、職権で振り仮名を記載することになると思うんですが、最終的に記載された振り仮名を本人に通知するということはあるんでしょうか。

◎辻孝記委員長
戸籍住民課長。

●丸山戸籍住民課長
今のところそのような想定はしておりません。

◎辻孝記委員長
副委員長。

○川口浩副委員長
そうすると御本人が例えばミスして記載した場合など、その時点と言うんですかね、なかなか次の手続のときに食い違ったとか、そういう事故というんですかね、あったときじゃないと、現在の想定では分からない、国の指針だと分からないってことですかね。

◎辻孝記委員長
戸籍住民課長。

●丸山戸籍住民課長
届出につきましては、戸籍の届出ということになっておりまして、御本人様からの届出によったものについては、もし仮に誤っていたという場合ですと、修正する場合には、家庭裁判所の許可が必要ということになっております。また1年以内に届出がない方で、市が職権で記載した方については、その後、変更されたいという場合は1回のみ、裁判所の許可なしに変更することが可能となっております。以上でございます。

◎辻孝記委員長
副委員長。

○川口浩副委員長
この戸籍の氏名の振り仮名記載については、9月30日に全国20市の政令指定都市の市長で構成する指定都市市長会が緊急要請を出してます。1年間という極めて短い期間に対象者への通知や届出に係る事務処理が集中して、問合せ対応も含めた自治体の事務負担が急増する。既存事務への深刻な影響を免れないという趣旨のものです。戸籍事務は法定受託事務ですから、国が全面的に責任を負うのが筋であります。例えばコールセンターの設置、事務センターの設置、特設窓口の開設など、事務処理体制の強化に関する経費を含めて国が全額負担するように求めている内容となっております。

伊勢市でも届出の窓口対応、届出のシステム入力業務増大などの負担増が想定されますが、人員体制含め、その辺の業務はどうなると想定されているんでしょうか。

◎辻孝記委員長
戸籍住民課長。

●丸山戸籍住民課長

今御意見いただきましたように、対象者への通知のほか、振り仮名の届出の受付、入力等の事務処理、問合せ対応など相当な量の事務負担が生じるものと考えております。不備なきよう、適切に事務処理ができますよう、人員体制ですとか、国のほうの情報収集をしっかりして、適切に処理をしてまいりたいと考えております。以上です。

◎辻孝記委員長
副委員長。

○川口浩副委員長

相当業務量が増えるということが想定されるので、しかるべきルートを通じて国に市として要望を伝えていただければと思います。

もう一つあります。改正法の施行以降、生まれたお子さんについては、用いる文字の読み方として、一般的に認められているものを使うという新基準が適用されるということです。法務省が示したところでは、高と書いてヒクシと読む、太郎をジロウ、サブロウと読む、太郎を例えばジョージだとかマイケルと読むなどは認められないという基準が示されています。これに伴って伊勢市でも窓口対応の負担が重くなると思うんですがいかがでしょうか。

◎辻孝記委員長
戸籍住民課長。

●丸山戸籍住民課長

出生届の振り仮名に際しましては、今、御意見いただきましたように、慎重に取り扱わなければいけないと思っております。読み方の決まりにつきましてはまだ詳細は示されていないところではありますけれども、また通達等がありますので、それに従いまして、もし不明な点があれば、また管轄の法務局に問合せながら、適切に対応してまいりたいと考えております。以上です。

◎辻孝記委員長
副委員長。

○川口浩副委員長

今後、国が詳細な手引をまとめることになると思うんですが、一番あつてはならないのが市町村ごとに対応が違う。あるところでは受けられたのに、あるところでは拒否されたなんてことが起きますと、これは人の人生にも関わってくると思いますので、きっちり対

応していただければと思います。以上です。

◎辻孝記委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

他に御発言もないようでありますので、款 2 総務費の審査を終わります。

以上で歳出の審査を終わります。

次に、8 ページにお戻りください。歳入の審査を一括でお願いします。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、以上で歳入の審査を終わります。

次に、1 ページにお戻りください。1 ページから 4 ページの条文の審査を一括でお願いします。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、条文の審査を終わります。

以上で議案第91号中、総務政策委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第91号 令和 6 年度伊勢市一般会計補正予算（第 4 号）中、総務政策委員会関係分」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第96号 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例及び伊勢市職員等の旅費に関する条例の一部改正について】

◎辻孝記委員長

次に、条例等議案書の 7 ページをお願いします。

7 ページから 10 ページの「議案第96号 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例及び伊勢市職員等の旅費に関する条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

少しお聞かせをください。今回、甲地方ということで、国家公務員のほうの別表であるとか、旅費の支給規程を見てみましても、なかなか具体的な都市の名前まではたどり着くことができません。そこでですね、甲地方の都市というのはどのような都市なのか具体的にお示しをいただけないでしょうか。

◎辻孝記委員長

総務部参事。

●世古口総務部参事

甲地方についてですけれども、東京都特別区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市、以上、東京23区ほか12市でございます。以上でございます。

◎辻孝記委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

次にですね、市長、副市長にありましては、1,800円アップの1万4,800円、それから職員につきましては1,100円アップの1万3,100円ということになるわけですが、宿泊料金の設定の根拠、それはどこになるのか教えていただけますか。

◎辻孝記委員長

総務部参事。

●世古口総務部参事

市の旅費の運用に当たりましては、国家公務員等の旅費に関する法律に準じたり、または参考にしております。このことから、特別職については、本規程で規定されております、指定職の職務にある者の1万4,800円、職員につきましては7級以上の職務にある者の1万3,100円を設定します。以上でございます。

◎辻孝記委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。先ほどの説明なんですけど、市長、副市長にありましては、別表の指定職の職務にある者、それから職員にありましては、7級以上の職務にある者に準じるということなんですけど、なぜその区分に準じたのか、その考え方だけお示しいただけな

いですか。

◎辻孝記委員長
総務部参事。

●世古口総務部参事

7級以上の職務にある者を採用した理由につきましてですね、宿泊料については従前から役職問わず部長であっても一般職員であってもですね、一定の額を支給しております。そういった点や、県内の6市でですね、この区分を採用している状況も踏まえながら、この金額を設定したものでございます。以上でございます。

◎辻孝記委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

最後にちょっとお聞かせいただきたいんですが、宿泊料金の設定の仕方にですね、私少し疑問を感じておるんです。今回、国家公務員の内国旅行に準じて、地方への出張に限って1万4,800円ということで改定をされておるんですが、例えば、福岡市への出張につきましては1万4,800円が適用されるんですが、同じ指定都市でありながら、近くの北九州市にありましては、1万3,000円のまま変わりません。また人口はですね、190万人を超える札幌市にありましても、現状のまま1万3,000円ということになっております。この部分に関しましては少し検討の余地があるように思っておるんです。

それで、この宿泊料金を市独自で設定をできるものであれば、全国に20市あるかと思うんですが、指定都市全てにですね、この1万4,800円を適用するべきではないかなというふうに考えておるんです。他市の状況というのを調べておりませんし、国の甲地方の都市の選定基準というのも、よく分からない状況にあるんですが、甲地方の都市がいいのか、指定都市全てするべきなのか、その辺一度ですね、検討をしてみてもどうかと思うんですがその点はいかがでしょうか。

◎辻孝記委員長
総務部参事。

●世古口総務部参事

御意見ありがとうございます。今回、増額をお願いするのはですね、物価高騰などによって宿泊料がある地域でですね、今の定額で賄い切れないというところで、宿泊料の増額をお願いするものでございます。甲地方については、指定都市のうちで、地域手当の1級地から5級地などを国が設定しています。そのことからですね、私どもも指定都市全てを対象とするのではなくて、国の甲地方を対象にしたわけでございますけれども、今後、改定する際にはですね、委員から御意見いただきました件も十分踏まえながら、判断してまいりたいと思いますので、御理解賜りますようよろしくお願いします。

◎辻孝記委員長

いいですか。

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

他に御発言もないようですので、以上で議案第96号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第96号 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例及び伊勢市職員等の旅費に関する条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第97号 伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正について】

◎辻孝記委員長

次に、11ページをお開きください。

11ページから15ページの「議案第97号 伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようですので、以上で議案第97号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第97号 伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第100号 伊勢市地区集会所条例の一部改正について】

◎辻孝記委員長

次に、27ページをお開きください。

27ページから29ページの「議案第100号 伊勢市地区集会所条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

久保委員。

○久保真委員

ここで少しお聞かせください。一之木集会所を廃止するため、今後は一之木町会の事務所にいろんな業務とか集約されるというふうに聞いてはおるんですけども、そういうふうに理解していいんですか。ちょっとお尋ねします。

◎辻孝記委員長

人権政策課長。

●宮本人権政策課長

委員仰せのとおりですね、一之木町会の事務所のほうを使っていただいて会合等をしていただくことは可能ということは確認させていただいております。以上でございます。

◎辻孝記委員長

久保委員。

○久保真委員

分かりました。これまで一之木集会所を利用してこられた方々との調整というのはされているんですかね。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

◎辻孝記委員長

人権政策課長。

●宮本人権政策課長

地区集会所を利用されていた地区の方とですね、区長さんであったりとか事務班長さん等々と協議のほうをさせていただいて御理解をいただいております。以上でございます。

◎辻孝記委員長

久保委員。

○久保真委員

分かりました。調整はしていただいているということなんですね。その中で、地区集会所条例の6条に集会所の使用料は無料とするということがあるんですけど、その辺も問題なく調整はされているということですよね。

◎辻孝記委員長
人権政策課長。

●宮本人権政策課長

委員仰せのとおりですね、町会のほうへも確認させていただきまして、無償で利用していただくことが可能ということは確認しております。以上でございます。

◎辻孝記委員長
久保委員。

○久保真委員

分かりました。周辺地域を含めた地域住民が憩いの場として集い、様々な日常交流の中で人権問題についての理解を深めることにより、市民の福祉の増進及び生活文化の向上に寄与するため設置するというふうにありますので、課を離れたということじゃなくて、しっかりとこれからもですね、対応していただきたい、また見守っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

◎辻孝記委員長
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長
他に御発言もないようですので、以上で議案第100号の審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長
ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第100号 伊勢市地区集会所条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長
御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。
以上で付託案件の審査は全て終了しました。
お諮りいたします。

委員長報告文の作成につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【令和6年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について】

◎辻孝記委員長

次に、「令和6年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について」を御審査願います。本件につきましては8月28日の総務政策委員協議会におきまして、報告を受ける事業を5事業程度とし、その選定については正副委員長に一任されております。

本年度は、お配りした資料に記載の5事業を報告対象の事業としたいと思いますが、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、お諮りいたします。

当局から報告を受ける事業につきましては、出会い・結婚支援事業、公共施設マネジメント事業、地域活動デジタル化推進事業、防犯カメラ設置推進事業、書かなくてよい窓口導入事業と決定し、また、本件については、閉会中の継続調査事項として申し出ることに決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で御審査いただきます案件の審査は終わりましたので、これをもちまして、総務政策委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時21分

上記署名する。

令和6年10月3日

委員長

委員

委 員